

平成15年度事務事業評価表

担当	都市開発部	計画開発課	内線等	1302
----	-------	-------	-----	------

事業コード		事務事業名	開発事務事業		
根拠法令等	都市計画法	A法令	B条例	C規則	Dその他 Eなし

①総合計画での位置付け

基本目標	施策名
快適でやすらぎのあるまちづくり	市街地整備

②事務事業の内容

対象(受益者)	市民及び市民の代理人(建築家、不動産業、コンサル関連業)に
手 段	総合的土地利用計画と法規制により、無秩序な市街化を防ぐことで
想定する成果	計画的、段階的に良好な市街地の整備を図る

③事業の概要

項 目	平成14年度実績		平成15年度実績		平成16年度計画	
許可件数・面積	3 件	809 m ²	7 件	73,078 m ²	5 件	58,958 m ²
相談件数・面積	10 件	9,426 m ²	4 件	3,380 m ²	10 件	9,426 m ²
件数・面積計	13 件	10,235 m ²	11 件	76,458 m ²	15 件	68,384 m ²

④成果指標

成果指標名	①	②
	1日当たり許可・相談件数	1件当たりの平均開発面積
成果指標の説明	許可・相談件数/年間日数(255日)	許可・相談面積/許可・相談件数

⑤事業の進捗状況 (一般会計) (千円)

		平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度予算
成果指標 ①	計画	—	—	0.06 件
	実績	0.05 件	0.04 件	—
成果指標 ②	計画	—	—	4558.93 m ²
	実績	787.31 m ²	6950.73 m ²	—
事業費	事業費	0	0	0
	人件費	4,131.5	4,211	4,176.5
	(人数)	0.5	0.5	0.5
	合計	4,131.5	4,211	4,176.5
財源内訳	国			
	県			
	市債			
	その他			
	一般財源	4,131.5	4,211	4,176.5

⑥事務事業内容の評価

項目	課内評価	部長評価	評価の説明（問題点）
達成度	3	3	許可申請に対しては目標どおり進捗し、良好な市街地の計画的、段階的な整備に寄与している。
経済効率性	3	3	開発事業者の負担で市街地の整備が図られるため、経済効率性は高い。
事務効率性	3	2	各施設毎に管理者が異なり、協議及び持ち回りに時間がかかるが、組織上やむを得ないものである。
必要性	3	3	市が関与することにより公平性が保たれ、安全で安心な街づくりが図られる。
小計	12 /12 満点中	11 /12 満点中	
市民参加度	1	1	私的財産権に係わるものだが、開発事業は専門的な知識と技術を伴うため市民が直接係わることは少ない。市民の代理人である業者等から、透明性を求める声もある。
合計	13 /15 満点中	12 /15 満点中	

※達成度等各項目は、0～3点までの4段階評価

総合評価	A	A	乱開発を防止するために法的規制を加え、許可制度とした開発許可制度については、良好な市街地の計画的、段階的な整備を図るために必要かつ効果的な制度である。
------	---	---	---

※総合評価は、A～Dまでの4段階評価

⑦これまでに実施した改善点

特になし。

⑧今後改善すべき点

公共の福祉、特に安全及び防災上の観点から、愛知県が定めた開発基準に基づき、公共施設の管理者としての指導基準を設け、良好な都市環境と都市機能を計画的に整備する。

⑨平成17年度予算に反映する項目

--

⑩組織、人員に関する提言

都市計画法に基づく開発許可は高度な知識と許可に伴う事務協議など総合的な技術を必要とする専門的な事務であり、提出される件数も不定期で早急に処理が望まれるため、適正な職員の配置を望みたい。
--

※各部長は、部長評価欄の採点部分だけを記載

平成15年度事務事業評価表

担当	都市開発部	計画開発課	内線等	1302
----	-------	-------	-----	------

事業コード		事務事業名	都市計画許認可事業		
根拠法令等	都市計画法・建築基準法	A法令	B条例	C規則	Dその他 Eなし

①総合計画での位置付け

基本目標	施策名
快適でやすらぎのあるまちづくり	市街地整備

②事務事業の内容

対象（受益者）	市民及び市民の代理人（建築家、不動産業、コンサル関連業）に
手段	土地利用計画への適合性の確認及び指導をすることにより
想定する成果	都市の健全な発展と秩序ある整備を図る

③事業の概要

(件数)

項目	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度計画
許可申請等件数	6	3	5
建築確認申請等調査件数	484	532	500
窓口等物件調査件数	3,900	4,045	4,035

④成果指標

①

②

成果指標名	一日当たり建築確認調査件数	一日当たり窓口等調査件数
成果指標の説明	建築確認調査件数/年間日数（255日）	窓口等調査件数/年間日数（255日）

⑤事業の進捗状況

(一般会計)

(千円)

		平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度予算
成果指標①	計画	—	—	1.96 件
	実績	1.90 件	2.09 件	—
成果指標②	計画	—	—	15.82 件
	実績	15.29 件	15.86 件	—
事業費	事業費	0	0	0
	人件費	4,131.5	4,211	4,176.5
	(人数)	0.5	0.5	0.5
	合計	4,131.5	4,211	4,176.5
財源内訳	国			
	県			
	市債			
	その他			
	一般財源	4,131.5	4,211	4,176.5

⑥事務事業内容の評価

項目	課内評価	部長評価	評価の説明（問題点）
達成度	3	3	都市の計画的な整備を図り、もって公共の福祉の増進に資する必要な制度であり、市民生活への影響も大きく、成果も達成された。
経済効率性	3	3	
事務効率性	2	2	確認に係る窓口が多岐に渡っているため、窓口ごとに市民は持ち回りをを行う必要がある。
必要性	3	3	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するためには、適正な規制のもとでの土地の合理的な利用は必要である。
小計	11 / 12 満点中	11 / 12 満点中	
市民参加度	2	1	市民の生命と財産の保護を守るための法の整備については一定の理解が得られており、相談件数等多くあるが、一方でエゴが強く働き、法律の改正を求められる場合がある。
合計	13 / 15 満点中	12 / 15 満点中	

※達成度等各項目は、0～3点までの4段階評価

総合評価	A	A	良好な住環境を確保し秩序あるまちの整備を図るために必要な制度である。
------	---	---	------------------------------------

※総合評価は、A～Dまでの4段階評価

⑦これまでに実施した改善点

用途地域等については、建築物を建築するうえでの基準であり、建築主自身が直接確認し誤信を防ぐため用途地域の図面について境界が明らかになるよう地番等を表示した。

⑧今後改善すべき点

職場研修を定期的実施し、市民の要望に応えられるような窓口対応とする。加えて、適正な制限により、合理的な土地利用を定めている都市計画法の趣旨を広く市民に周知し、健康的で文化的な都市生活と機能的な都市活動が図られるようにする。

⑨平成17年度予算に反映する項目

--

⑩組織、人員に関する提言

都市計画法に基づく建築許可は専門性が強く人員配置については有資格者等適性な配置をお願いしたい。

※各部長は、部長評価欄の採点部分だけを記載

平成15年度事務事業評価表

担当	都市開発部	計画開発課	内線等	1302
事業コード		事務事業名	土地監視事業	
根拠法令等	国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律	A法令	B条例	C規則 Dその他 Eなし

①総合計画での位置付け

基本目標	施策名
快適でやすらぎのあるまちづくり	市街地整備

②事務事業の内容

対象(受益者)	市民及び市民の代理人(建築家、不動産業等)に
手段	法律に基づく土地利用指導を行い
想定する成果	土地利用の円滑化を図り、良好な街づくりを推進する

③事業の概要

(件数)

項目	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度計画
届出	国土法	15	10
	公拡法	4	4
相談	国土法	32	30
	公拡法	6	4

④成果指標

①

②

成果指標名	国土法届出率	公拡法届出率
成果指標の説明	届出件数 / (届出件数 + 相談件数) × 100	届出件数 / (届出件数 + 相談件数) × 100

⑤事業の進捗状況

(一般会計)

(千円)

		平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度予算
成果指標①	計画	—	—	25.00 %
	実績	31.91 %	14.29 %	—
成果指標②	計画	—	—	50.00 %
	実績	40.00 %	0.00 %	—
事業費	事業費	112	128	128
	人件費	2,478	2,435	2,505
	(人数)	0.5	0.5	0.5
	合計	2,590	2,563	2,633
財源内訳	国			
	県	109	127	127
	市債			
	その他			
	一般財源	2,481	2,436	2,506

⑥事務事業内容の評価

項目	課内評価	部長評価	評価の説明（問題点）
達成度	2	2	一般市民には制度の周知が進んでいないが、法の趣旨に基づいた土地利用の指導がなされている。
経済効率性	2	2	公有地の先行取得等、公共施設等用地の計画的取得には効率的な制度である。
事務効率性	2	2	法に基づく事務であるが、土地取引が沈静化しており事務量は少なくなっている。
必要性	3	3	公有地の確保を含め、良好な市街地を形成するために必要な事業である。
小計	9 / 12 満点中	9 / 12 満点中	
市民参加度	1	1	市民からの買取りの申出等市民参加も見られるが、土地を所有している一部の市民に限定される。
合計	10 / 15 満点中	10 / 15 満点中	

※達成度等各項目は、0～3点までの4段階評価

総合評価	B	B	土地の投機を抑制し、土地の有効利用を図るとともに公共施設用地の計画的取得を行ううえでも必要な制度である。制度の周知を図り、健全な発展と秩序ある整備により良好なまちづくりを目指す。
------	---	---	---

※総合評価は、A～Dまでの4段階評価

⑦これまでに実施した改善点

制度について、広報及びパンフレット等を配布し制度の周知を図った。

⑧今後改善すべき点

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する整備を目的としているが、土地の買取り希望の申出があった場合でも財政事情から買取りができない場合が多い。今後は、都市計画施設等の計画的整備を図るために、買取り申出のあった土地については積極的に用地の取得に勤める。

⑨平成17年度予算に反映する項目

--

⑩組織、人員に関する提言

計画開発課と各事業課及び財務課と事業に対する必要度等に差があるため、今後は一層の連携を図りつつ、事業の進捗に努める。

※各部長は、部長評価欄の採点部分だけを記載